

1. 「総合的な学習の時間」(総合的な学習の時間 実践事例集 平成13年3月 仙台市教育委員会より一部引用)

各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を一層展開できるような時間を確保すること、自ら学び自ら考える力など「生きる力」をはぐくむために、既存の教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するために、学習指導要領が改訂し「総合的な学習の時間」の創設が決定され、小中学校では平成14年度から、高校は平成15年度から実施されることになっています。

この「総合的な学習の時間」のねらいとして、以下のような内容が上げられます。

①自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること

②学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること

この学習を具体的に取り組むにあたっては、子供が切実な問題意識を持つこと、そのためには子供一人一人の問題意識を自分のものとするような事実との出会いや場面設定が重要とされています。座学から脱却し子供自らが活動の主体となって、人や社会、自然などとかかわり、体験を通して学び、学校や家庭、地域社会の中での自らの役割を認識して行動・実践することにつなげていくことができるような、体験的な学習が大切となります。



事例16 “豆記者壁新聞づくり”より



事例33 “メダカ救出大作戦”より